

**平成 25 年度
人間ドック・脳ドック検診助成事業**
○申込・問合せ先 市役所国保年金課 内線 103、108

▶**対象**

- ・ 守谷市国保・後期高齢者医療に加入している、満 40 歳以上（平成 25 年 4 月 1 日現在）の方
- ・ 保険税（料）の未納がない方
- ・ 脳ドック検診は、過去 3 年度間（平成 22 ～ 24 年度）に脳ドック助成を受けていない方

※検診日当日に保険証の資格を喪失（社会保険等への加入や転出等）している場合、助成金受給者証が交付されていても助成は受けられません

▶**助成額**

人間ドック 15,800 円／脳ドック 26,300 円

▶**受診期間** 4 月 1 日(月)～平成 26 年 3 月 31 日(月)

▶**申込期間** 3 月 21 日(木)～平成 26 年 2 月 28 日(金)
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

▶**申込方法** 指定医療機関に予約後、事前に国民健康保険または後期高齢者医療の保険証を持参の上、市役所国保年金課窓口で申し込む

※電話・郵送等での申込不可／結果データは、保健指導等のデータとして活用／同一年度内に受けられる健康診断は、人間ドック、脳ドック、特定健診（集団健診・医療機関健診・ミニドック）、後期高齢者医療健診（集団健診・医療機関健診）のうち 1 つ（重複受診不可）

指定医療機関名	区分	検診基本料金	助成後の自己負担額
守谷慶友病院 ☎ 21-9101	人間	34,650 円	18,850 円
	脳	52,500 円	26,200 円
総合守谷第一病院 ☎ 45-9912	人間	31,500 円	15,700 円
	脳	52,500 円	26,200 円
会田記念リハビリテーション病院 ☎ 48-6111	人間	31,500 円	15,700 円
	脳	52,500 円	26,200 円
取手北相馬保健医療センター医師会病院 ☎ 0297-71-9500	人間	38,000 円	22,200 円
	脳	52,500 円	26,200 円
JA とりで総合医療センター ☎ 0297-74-5551	人間	39,900 円	24,100 円
	脳	52,500 円	26,200 円
筑波メディカルセンター ☎ 029-856-3500	人間	40,110 円	24,310 円
	脳	52,500 円	26,200 円
きぬ医師会病院 ☎ 23-1771	脳	52,500 円	26,200 円

○上記費用額は変更になる場合があります。医療機関に予約する際に再度ご確認ください。

※各医療機関の検査項目一覧表は、市役所国保年金課・保健センター・各公民館に用意

**70 ～ 74 歳の国民健康保険加入者の方へ
自己負担軽減措置が当面継続！**

70 ～ 74 歳の方に対する「現役並み所得者以外の被保険者に係る一部負担金の割合」、「一般区分の被保険者に係る高額療養費の自己負担限度額」、「一般区分の被保険者に係る高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額」の軽減特例措置が当面継続されます。

◎**2 割負担の方の一部負担金の割合が当面 1 割負担に据え置かれます**

特例措置の適用による「一部負担金の割合」の記載内容を更新した高齢受給者証（青色の紙）を 3 月中旬に発送する保険証に同封して、世帯主宛てに発送します。

有効期限は自己負担割合の判定を毎年 7 月中旬に住民税課税所得（課税標準額）に基づき行うため、8 月 1 日～翌年 7 月 31 日の 1 年間です。このため、今回送付する高齢受給者証の有効期限は、平成 25 年 7 月 31 日までとなります（8 月 1 日以降に使用する高齢受給者証は、7 月下旬に送付）。

●**現在使用中の高齢受給者証**

2 割（平成 25 年 3 月 31 日までは 1 割）

●**4 月 1 日からの高齢受給者証**

2 割（平成 25 年 7 月 31 日までは 1 割）

※一部負担金の割合が 3 割（現役並み所得者）の方、また、一定の障がい認定を受けて後期高齢者医療の対象となっている方を除く

◎**高額療養費の「一般区分」の自己負担限度額が当面据え置かれます**

医療費が高額になった場合、医療機関で適用される一般区分の自己負担限度額が据え置かれます。

自己負担限度額（月額）	・ 外来（個人単位）	12,000 円
	・ 外来＋入院（世帯単位）	44,400 円
※同一月内に外来と入院がある場合、外来（個人単位）の限度額を適用した後、外来＋入院（世帯単位）の限度額を適用して計算		

◎**高額医療・高額介護合算療養費の「一般区分」の自己負担限度額が当面据え置かれます**

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合、国民健康保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用した後、年額の自己負担を合算して次の自己負担限度額（年額／8 月～翌年 7 月）を超えたときは、その超えた分が支給されます。

合算した場合の自己負担限度額（年額） 56 万円
